

平成30年度柴田町議会1月会議会議録（第1号）

---

出席議員（18名）

1番	森	裕樹	君	2番	加藤	滋	君
3番	安藤	義憲	君	4番	平間	幸弘	君
5番	桜場	政行	君	6番	吉田	和夫	君
7番	秋本	好則	君	8番	斎藤	義勝	君
9番	平間	奈緒美	君	10番	佐々木	裕子	君
11番	安部	俊三	君	12番	森	淑子	君
13番	広沢	真	君	14番	有賀	光子	君
15番	舟山	彰	君	16番	白内	恵美子	君
17番	水戸	義裕	君	18番	高橋	たい子	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口	茂	君
副町長	水戸	敏見	君
総務課長 併 選挙管理委員会書記長	佐藤	芳	君
まちづくり政策課長	平間	雅博	君
財政課長	鈴木	俊昭	君
都市建設課長	水戸	英義	君
上下水道課長	曲竹	浩三	君
危機管理監	平間	信弘	君

教育委員会部局

教育長	船迫	邦則	君
教育総務課長	森	浩	君

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真 一
主 査	佐 山 亨

---

議 事 日 程 (第1号)

平成31年1月21日(月曜日) 午前9時30分 再 会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 開催期間の決定
- 第 3 報告第22号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第 4 議案第31号 平成30年度柴田町一般会計補正予算
- 第 5 議案第32号 平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再 会

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成30年度柴田町議会1月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等の出席を求めています。また、執行部への出席要求は、議会基本条例第5条第2項の規定により必要最小限にとどめておりますことをご承知ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において6番吉田和夫君、7番秋本好則君を指名いたします。

---

### 日程第2 開催期間の決定

○議長（高橋たい子君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。1月会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と意見が一致いたしました。よって、1月会議の開催期間は本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日1日と決しました。

また、1月会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

次の日程に入る前に、1月1日付の職員人事異動について紹介の申し出がありましたので、これを許します。

それでは、副町長、お願いいたします。

○副町長（水戸敏見君） それでは、本年1月1日付、総務課に危機管理監を設置いたしました。これまで地域防災マネージャーの平間信弘を任命いたしました。

本会議から議会出席対応をいたします。ご紹介申し上げたいと思います。

- 危機管理監（平間信弘君） 1月1日付で危機管理監を拝命いたしました平間信弘でございます。よろしくお願いいたします。

---

### 日程第3 報告第22号 専決処分の報告について

#### （和解及び損害賠償の額を定めることについて）

- 議長（高橋たい子君） 日程第3、報告第22号専決処分の報告について報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

- 町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第22号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、平成30年11月7日に、北船岡二丁目地内、二本杉町営住宅74号棟において、住戸内に過電流による異常電圧が発生し、入居者所有の家電製品に損害を与えた事故について和解が成立し、損害賠償額が決定したことについてのものであり、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第2項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

- 議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。  
○財政課長（鈴木俊昭君） それでは、詳細説明をいたします。

報告書1ページをお開きください。

報告第22号ですが、ただいま町長が報告理由で申し上げましたとおり、二本杉町営住宅の家電製品損壊事故の和解及び損害賠償の額の決定についての専決処分の報告になります。

3ページになります。

専決処分の内容につきまして、説明をさせていただきます。

事故の発生状況についてですが、平成30年11月7日午後6時ごろ、電力柱から電気を引き込んでいる引き込み開閉器の配線接続部分の配線が溶けて切断したことにより過電流となり、住宅に異常電圧が発生したと推定され、入居者所有の冷蔵庫、電気炊飯器の電気回路に損傷を与えたため使用できなくなったものです。

専決処分日は、平成30年12月10日になります。

記の1、和解及び損害賠償の相手方につきましては記載のとおりです。

2の和解の内容及び3の損害賠償の額についてですが、相手方と協議を重ねた結果、事故の過失割合を町100%とし、償却率50%で損害賠償額6万500円を支払うことで和解が成立したものです。

なお、今回の事故を受けまして、74号棟の引き込み開閉器は復旧しておりますが、今後同様の事故を未然に防止するために、他の棟の電気引き込み部についても点検を実施し、必要な箇所について対策を講じてまいります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 2点ほどお聞きしたいと思います。

引き込み開閉器、ブレーカー関係のアース、それとブレーカーそのものの性能劣化があったのかどうか。それと、各電気機器には今アースをつくる形をとっているんですけども、そのアースがあったのか、ないのか。それによって過失割合が100%となるのかどうかについても、それを含めた上で100%にしたのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） ご質問にお答えします。

ブレーカーと申しますか、事故があった箇所については前にも、平成27年当時にも同じような形式で、ヒューズ、引き込み開閉器、電力から直接受けて、それで各戸に配線している大もとのところということでございますけれども、実は、1カ所で受けて、そこから4戸の住居に配線をしているという仕組みでございます。単相の3線式ということで、相当旧型のと申しますか、状況でございます。これは一般的に幅広く普及されている品物ということでございますけれども、一般家庭同様、100ボルトと200ボルト、両方使えるような仕組みということでございます。

実は、今回の事故、専門家の話を聞きますと、開閉器の接続部、3本のうち2本が溶けていたというか、そういう状況でもって損傷をしたと。そこでもって電気抵抗が極めて高くなって、電化製品に損傷を与える原因になったのではないかとということでございます。

ブレーカーと申しますか、ブレーカーは当然、家庭内にはついているんですが、その仕組みというものは、家庭内だけの仕組みでございます。ブレーカーが事故当時、落ちたわけではないんですね。原因と申しますか、そのときに、一時的に電圧がぼんと、ビスの、実は緩みでもって起きたのではないかと。それでもって電化製品に影響がいったということが原因だそうで

ございます。

過失割合の中でどうだったのかということでございますけれども、アース、とっている、とっていないということではなくて、大もとが原因なので、町の過失割合は100%なんだということだそうです。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。17番水戸義裕君。

○17番（水戸義裕君） たしかこの住宅、築50年ぐらいたっているんですよね。ということでお聞きしますけれども、この当時の、いわゆるブレーカーと、今のブレーカーは全然、性能差があって、今のものはちょっとしたことで電気がとまるということなんですけれども、今、言われた、そのブレーカー、二本杉にはもう50年以上たっている住宅がかなりあるんですよね。

そういった意味で、先ほど答弁の中でもありましたが、交換していくみたいな話ですけれども、そういうことを、このブレーカーだけでもかえるという計画は立てているのかということと、当時その本人が、要は異常な使い方、要は昭和50年前の電気の使い方と、今の電気器具の使い方の量によって違うので、例えば、わかりやすく言うと、タコ足配線で何本も使って、容量以上を使ったために加熱というか、そういうことで過電流が流れたのかということで、その辺についてどうなのかということをお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） お答えします。

二本杉町営住宅については、同じような仕組みの引き込み開閉器が、実は13棟残っています。それについては、22日、あしたから実は、1回全て点検を行って、改修を行っていくということになっています。

あわせて、実は並松町営住宅にも同じようなタイプが4棟まだ残っておりますので、あわせて17棟分、改修してまいりたいと考えているところでございます。

2問目でございますけれども、20アンペアで実は使用しているということで、今回は平成19年製の冷蔵庫1つ、それから電気炊飯器が、平成10年のものが2台ということでございますけれども、そのほかに際立って異常な使い方をしていたということではないということでございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかにないようですので、以上で報告第22号専決処分の報告についてを終結いたします。

---

---

日程第4 議案第31号 平成30年度柴田町一般会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第4、議案第31号平成30年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第31号平成30年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳出では公共下水道事業特別会計繰出金及び小中学校空調設備整備事業における委託料について計上しております。

歳入では、繰入金のほか、小中学校空調設備整備事業の財源である国庫支出金の増額及びこれに伴う町債の減額について計上しております。

あわせて、繰越明許費の追加、地方債の変更を行うものです。

補正額は102万1,000円の減額となり、補正後の予算総額は133億7,051万7,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書1ページをお開きください。

議案第31号平成30年度柴田町一般会計補正予算です。

今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ133億7,051万7,000円とするものです。

3ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正です。追加2件になります。10款1項教育総務費、小中学校空調設備整備工事監理業務委託料及び小中学校空調設備整備工事の2件とも、国の平成30年度第1次補正予算に対応して実施するものです。

次のページをお開きください。

第3表地方債補正です。変更1件となります。変更は、町内小中学校9校に新たにエアコンを設置するための学校教育施設整備事業費として、教育費、国庫補助金の増額などに伴い

7,010万円の減額となります。

6ページをお開きください。

歳入です。

15款2項6目教育費国庫補助金6,952万2,000円の増額は、町内小中学校エアコン設置のための国庫補助金の名称の確定及び増額によりこれまで歳入として措置しておりました5節学校施設環境改善交付金6,828万7,000円を減額し、新たに6節ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金1億3,780万9,000円が増額となります。

19款1項2目1節基金繰入金におきまして、財政調整基金に44万3,000円を戻し入れいたします。これによります財政調整基金の残高は10億8,182万5,264円となります。

22款1項6目1節学校教育施設等整備事業債7,010万円の減額は、先ほど地方債補正でご説明したとおり、国庫補助金の増額によるものです。

次のページになります。

歳出です。

8款4項3目28節繰出金433万9,000円の増額は、公共下水道事業特別会計に繰り出すものです。

10款1項2目13節委託料536万円の減額は、小中学校空調設備整備事業実施設計業務委託料の確定見込みによるものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） **これより質疑に入ります。**質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

**これより議案第31号平成30年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。**

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第5 議案第32号 平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第5、議案第32号平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第32号平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳出では、鷺沼排水区雨水整備事業における委託料及び工事請負費について計上しております。歳入では、繰入金のほか鷺沼排水区雨水整備事業の財源である国庫支出金、諸収入及び町債の増額について計上しております。

あわせて、繰越明許費の追加、地方債の変更を行うものです。

補正額は8億999万8,000円の増額となり、補正後の予算総額は22億938万7,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 議案書9ページをお願いいたします。

議案第32号平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算につきましての詳細説明を申し上げます。

第1条です。歳入歳出予算それぞれ8億999万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億938万7,000円にするものでございます。

11ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正の追加1件でございます。2款1項の下水道事業費の浸水対策下水道事業8億1,000万円の繰越明許でございます。鷺沼排水区雨水整備事業費に対しまして、さきの国補正予算による補助交付金の追加採択予定が先月あったものです。鷺沼排水区の雨水整備工事1件、委託1件についてでございます。以上につきましては、年度内完了が困難なことから全額繰り越しをお願いするものです。

12ページをお願いいたします。

第3表地方債補正の変更です。公共下水道事業費の起債です。内容としまして、鷺沼排水区雨水整備事業費の追加採択予定に伴い、既決限度額2億4,550万円に1億7,360万円の追加補正を行い、補正後の限度額を4億1,910万円に改めるものです。

続いて、14ページをお願いいたします。

歳入です。

3款1項1目公共下水道事業補助金1億7,360万円の増額につきまして、鷺沼排水区雨水整備事業の追加採択予定に伴う社会資本整備交付金であります。

4款1項1目他会計繰入金433万9,000円の増は、一般会計からの繰り入れを行うものです。

6款3項1目雑入、鷺沼排水区雨水整備事業負担金は、共同施工者であります大河原町から負担金4億5,845万9,000円の増額補正となります。

7款1項1目公共下水道事業債は、第3表地方債補正での説明と同様でございます。

次の15ページ、お願いいたします。

歳出です。

2款1項1目公共下水道建設費、浸水対策下水道事業の補正となります。13節委託料の鷺沼排水区雨水整備実施設計委託料1,000円を減額いたします。また、工事監理委託料1,100万円の追加は、15節工事請負費の鷺沼排水区雨水整備工事における現場での段階確認及び工程調整等の業務委託を計上するものです。15節工事請負費7億9,899万9,000円の追加は、鷺沼排水区雨水整備工事であり、工事内容は、現在進めています5号調整池の整備の事業促進を図るものでございます。

これまで平成26年度と28年度事業としまして、調整池周囲の止水壁の設置と調整池本体のコンクリート製L型擁壁を支持するための現場打ちぐい、そしてコンクリート擁壁の底板コンクリート等の打設工事を実施してまいりました。今回、調整池本体でありますコンクリート擁壁の側壁部のコンクリート打設及び地下水による浮上防止を図るためのコンクリート擁壁底板にアンカーぐいを設置するものです。また、現在、調整池内部をドーナツ状に掘削して、コンクリート擁壁を築造しておりますが、一旦、土砂で埋め戻しを行い、コンクリート擁壁築造のために設置しています土どめ支保材の撤去を行い、次期工事となる調整池中央部の整備の段取りを図るものでございます。

今回の補正予算に伴います工事完成は平成32年3月を見込んでおります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） **これより質疑に入ります。**質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

1月会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって平成30年度柴田町議会1月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

午前9時59分 休 会

---

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年1月21日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 6番 吉 田 和 夫

署名議員 7番 秋 本 好 則